

答 申

1 審査会の結論

諮問第 1 4 3 号案件「令和 4 年 8 月 2 6 日付け第 5 5 号個人情報等一部開示決定」について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和 4 年 8 月 2 6 日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、世田谷区個人情報保護条例（平成 4 年 3 月世田谷区条例第 2 号。以下「条例」という。）に基づき、請求人が行った「私が世田谷子ども家庭支援課に相談した内容」の個人情報等開示請求（令和 4 年度受付第 5 5 号。以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が令和 4 年 8 月 2 6 日付けで行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、非開示部分のすべての開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書によって主張している審査請求の理由は「個人情報保護条例第 2 1 条第 7 号には該当しないため」及び「離婚裁判に資料として使用するため」である。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、本件非開示部分が条例第 2 1 条第 7 号に該当するとして本件処分を行った。実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおり要約される。

(1) 条例第 2 1 条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報等に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報等を開示しなければならない。」と規定している。

一方、条例第 2 1 条第 7 号において、開示請求に係る保有個人情報に「実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が含まれている場合は「行政運営情報」として、当該保有個人情報を非開示とすることを定めている。

(2) これを本件処分についてみると、請求人が開示を求める部分には、実施機関の職員が観察をした請求人の言動、態度等についての内容がありのままだに記載されている。一般にかような情報は実施機関において共有し、相談・支援事務を円滑に行うことが期待されている。しかし、当該観察の内容を開示することにより、それが相談者にとって意図しない又は納得ができないもの

である場合は、当該相談者が実施機関に対して不信感を抱いたりする等、区の相談・支援事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性が認められる。そのため、本件非開示部分は「行政運営情報」に該当する。

よって、本件処分は条例に基づき適切に行われており、本件処分には違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件請求に係る開示請求書には、「私が世田谷子ども家庭支援課に相談した内容」との記載があり、実施機関は、請求人に関する子ども家庭相談支援システム相談記録及びDV等相談記録管理システム相談記録を本件請求の対象文書としている。審査請求書によると、請求人は一部開示決定通知書（令和4年8月26日付）の「請求者に関する世田谷総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課の相談記録」のうち、「子ども家庭相談支援システム相談記録」に関する非開示部分のすべてを開示することを求めている。

したがって、本件審査請求対象文書は、請求者に関する子ども家庭相談支援システム相談記録及びDV等相談記録管理システム相談記録のうち「子ども家庭相談支援システム相談記録」と認められる。

(2) 条例第21条第7号の該当性について

条例第21条第7号は「実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

そして、前述の「次に掲げるおそれ」として「イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」、「ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」、「ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」及び「ニ 人事管理に係る事務に係り、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」と規定している。

当審査会が本件審査請求対象文書を見分したところ、本件審査請求対象文書のうち、本件非開示部分には、実施機関の職員による請求人の観察内容が記載されている（これに当たらない請求人の相談に係る事実についての記載部分は、開示されている）ことを確認した。

請求人は、本件非開示部分を開示するよう求めているが、実施機関が主張しているとおり、本件非開示部分を開示した場合、実施機関と請求人との間で観察内容や評価について認識に違いがある場合には、当該相談やこれを受けての支援に係る事務において、実施機関と請求人との信頼関係の構築が困難になるおそれがある。ま

た、ありのままの観察内容が公開されてしまうと、実施機関の職員が相談を受ける際又は当該相談を記録する際に萎縮してしまい、必要な情報が実施機関内部で共有できなくなる等の影響が生じるおそれがある。すなわち、本件非開示部分の開示は、実施機関が実施する相談・支援事務の適正な遂行に支障を及ぼす蓋然性があると認められる。したがって、本件非開示部分の記載は、条例第21条第7号（行政運営情報）に規定する非開示情報に該当すると認められる。

よって、本件審査請求に係る行政運営情報を非開示とする判断は、妥当である。

したがって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和5年2月2日	・ 審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。 （諮問第143号）
令和6年1月15日	（令和5年度第8回審査会） ・ 事務局から経過概要の説明を受けた。 ・ 実施機関から説明を受けた。 ・ 諮問事項を審査した。
令和6年2月6日	（令和5年度第9回審査会） ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和6年3月5日	（令和5年度10回審査会） ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和6年5月27日	（答申第143号） ・ 審査庁（世田谷区長）に答申した。

世田谷区行政不服審査会

会長 牛嶋 仁
副会長 大林 啓吾
委員 石田 若菜
委員 白石 裕美子
委員 松村 武志